

意見書

平成24年8月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 540-8511
住所 おおさか府おおさかしちゆうおうくばんぼちよう 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
名称及び にしにっぽんでんしんてんわかぶしがいしや 西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 むらお かずとし 代表取締役社長 村尾 和俊

「電気通信事業分野における競争状況の評価2011（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

領域	頁	意見
「電気通信事業分野における競争状況の評価」 2011」 (概要)	2	<p>【総務省案】</p> <p>2. 本報告書の構成</p> <p>(1) 「定点的評価」 (重点市場の設定)</p> <p>① <中略> 従来、定点的評価の対象領域(注)のうち、「移動体通信」領域については、音声通信(電話サービス)を中心に分析・評価を行ってきたところであるが、近年のスマートフォン等によるデータ通信の普及を踏まえ、「移動系データ通信」を新たに分析・評価の対象とするとともに、定点的評価の領域の設定については新たに「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」、「法人向けネットワークサービス」の3領域に再構成している。</p>
第1編 第2章	1	<p>第1節 データ通信(固定系)の市場画定</p> <p>1. サービス市場の画定</p> <p>データ通信(固定系)(従来の「インターネット接続領域」に相当)におけるサービス市場の画定については、従来の考え方を引き続き採用し、以下のとおりとする。</p> <p>なお、近年、無線のブロードバンド化、移動系端末の高機能化等に伴い、固定系ブロードバンドとスマートフォン向けのデータ通信を組み合わせたサービス(移動系と固定系の連携サービス)も提供され始めているほか、通信事業者と、コンテンツ・プラットフォーム等の上位レイヤーや医療・福祉や教育等他業種との業務提携等も見られるところであり、これらの動向も注視しつつ、今後、データ通信領域における市場の画定の在り方についても検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス市場の画定については、ユーザの視点や事業者の競争戦略の観点から実態に即して行うことが必要と考えます。 ・スマートフォンなど高機能端末の登場以降、ユーザはより利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークにつ

<p>第1編 第2章</p>	<p>21</p>	<p>いては、3GやWiMAX、固定ブロードバンドと連携したWi-Fi通信を、利用シーンに応じて自由に選択するなど、通信手段にとらわれない使い方が既広がっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、こうしたユーザーニーズに対応し、KDDI殿のauスマートバリューのようなスマートフォンと固定通信とのセット割引等、固定と移動を組み合わせた顧客囲い込み戦略の展開や、WiMAXサービス事業者による屋内外での利用を訴求した戦略の展開など、事業者による固定・移動の垣根にとらわれない戦略が本格化していません。 ・したがって、固定系と移動系を別市場ではなく、大括りに捉えて分析・評価する必要があると考えます。
<p>第1編 第2章</p>	<p>61</p>	<p>【総務省案】</p> <p>第2節 固定系ブロードバンド市場の分析および競争状況の評価</p> <p>第3項 競争状況の評価 (評価)</p> <p>4. 上記のような状況を勘案し、固定系ブロードバンド市場における市場支配力に関しては、事業者別シェアの状況、市場集中度、同市場の中心的なサービスがFTHであり、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、固定電話市場からのレバレッジの懸念があること等を踏まえれば、東日本地域ではNTT東日本が、西日本地域ではNTT西日本が各々単独で市場支配力を使用し得る地位にあると考えられる。</p> <p>しかしながら、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、FTHの契約数の増加率が鈍化傾向にあり、NTT東西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めていること等も踏まえれば、NTT東西が実際に市場支配力を使用する可能性は低い。</p> <p>第3節 FTH市場の分析及び競争状況の評価 第3項 競争状況の評価 (評価)</p> <p>8. ②西日本地域では、NTT西日本（シェア 67.4%）が単独で市場支配力を使用し得る地位はNTT東日本と比較して低下していると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、東日本と同様、都道府県別の分析結果（設備競争の状況、料金水準）やサービス競争状況も踏まえれば、実際に市</p>

場支配力を行使する可能性は低い。

【意見】

- ・評価案においては、固定ブロードバンド市場及びその部分市場たるF T T H市場に閉じて、シェアの大小を分析し、「N T T 西日本は市場支配力を行使し得る地位にある」と評価しています。
- ・しかしながら、市場やユーザの動向に即し、固定と移動を別々の市場と捉えるのではなく、代替性のあるサービスを有する一つの市場として捉えることが必要です。現に平成23年度の高速データ通信サービス増加を見れば、F T T Hアクセスサービスの209万純増に対し、BWAアクセスサービスは149万純増、3.9Gパケット通信アクセスサービスは227万純増を記録し、またKDD I 殿のa u s m a r t バリユーは既に133万契約（H24年6月末時点）に達するなど、移動系のサービスが急速に拡大しているところ です。
- ・また、評価案にあるとおり、F T T H市場では6府県で他事業者シェアが40%（滋賀県、奈良県では50%）を超えており、またC A T V事業者等の積極的な事業展開もあり、固定ブロードバンド市場で見れば10府県で当社シェアが50%を下回るなど、参入意欲のある事業者が存在するエリアを中心に、地域毎に特色のある活発な競争が展開されております。
- ・このように、ブロードバンド市場においては、固定・移動を問わず多種多様な事業者が参入し、また府県毎に活発な競争が繰り広げられており、N T T 西日本は市場支配力を行使し得る地位にはありません。

<p>第1編 第3章</p>	<p>22</p>	<p>【総務省案】 第2節 固定電話市場の分析および競争状況の評価 第2項 評価に当たったの勤案要素の分析 (2) 固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの分析に直接関係するものではないが、利用者アンケートにおいて、固定電話のサービス内容を変更（事業者の変更を含む）した経験のある者に対し、その変更理由を聞いたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「インターネットなど他の通信サービスとの一括契約による割引サービスがあること」(57.4%) ② 「月額料金が安いこと」(55.0%) ③ 「初期費用が安いこと」(25.3%) ④ 「申し込み等の手続が簡単であること」(9.6%) ⑤ 「複数サービスの料金の一括支払いが可能であること」(9.4%) <p>となっており、料金面での理由が中心である中、手続の簡便性や料金の一括支払いの可否といった上記レバレッジの分析にも資する回答も一定の割合を占めている。</p>
	<p>29</p>	<p>第3項 競争状況の評価 (今後の留意事項)</p> <p>5. 固定電話市場については、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、NTT東西は設備面でも高いシェア（メタル回線の設備シェアは99.8%(2011年度末時点)）を有するなど、固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念があるところであり、今後、利用者アンケートにおける詳細な分析や、関係事業者の協力を得ながら、例えば番号ポータビリティの状況（IP電話への移行における事業者の乗り換え状況など）の詳細な分析等について検討することが必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の加入電話については、その沿革、歴史を反映して、固定電話市場（加入部分）におけるシェアが高いことは事実ですが、現に競争事業者の事業戦略や営業活動の結果、光ファイバを用いるOABJ-IP電話の進展等により、NTT東西の固定電話（加入部分）のシェアは79.2%（前年同期80.8%）と低下を続け

ています。

- ・ しかしながら、加入電話においては、不可欠設備を保有していることによる弊害を除去し、小売市場での公正な競争環境を整備するために、第一種指定電気通信設備制度に基づく設備開放義務など各種の規制が適用されていることから、NTT東西が固定電話市場において市場支配力を行使することは制度的に不可能な仕組みになっていきます。
- ・ 以上のことから、そもそもNTT東西が「市場支配力を行使しうる地位にある」という評価自体が成り立たず、当該市場において行使し得ない市場支配力をもって、F T T H市場等に影響を及ぼすことはあり得ません。
- ・ また、割引サービスの有無や利用料金の安さがサービス選択の際に重視されているという結果からしても、固定系ブロードバンド市場へのレバレッジを懸念する必要性は無いと考えます。

【総務省案】

はじめに（戦略的評価のテーマ）

「F T T H市場」に関連し、当該市場に影響を及ぼす可能性のある事業者間取引の状況について把握するため、「F T T H市場における事業者間取引の状況」をテーマとして選定。

なお、本テーマは競争評価と、2012年度から運用が開始された「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」（注）との連携を強化する観点から、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」へのアプローチとしての分析にも資するものである。

【意見】

- ・事業者間取引状況の把握対象として、特にF T T H市場に言及されておりませんが、各事業者が当社設備に依存することなく、自ら光ファイバやI P網を構築してサービスを展開しており、他の市場に比べて事業者間取引が小売市場に与える影響は相対的に低いことから、敢えて当該市場に着目する必要性は無いと考えます。
- ・また、ユーザニーズの動向や市場環境を踏まえれば、ブロードバンド市場の分析・評価に当たっては、固定に閉じるのではなく、固定と移動を大括りに捉える必要があると考えます。
- ・それでもなお、あえて固定のF T T H市場における事業者間取引の状況を戦略的評価のテーマとして選定する場合には、前述の通り、F T T H市場では6府県で他事業者シェアが40%（滋賀県、奈良県では50%）を超えており、電力系事業者等との熾烈なサービス競争・設備競争が展開されている状況を踏まえれば、本評価案のよりに、N T T東西の光ファイバ貸出回線数のみを分析対象としても意義が乏しく、電力系事業者等の保有する光ファイバを含む事業者間取引の状況について分析を行うべきと考えます。